

平成20年10月10日

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮からの輸入禁止措置等の 継続について

経済産業省は、今般、「外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成20年10月10日閣議決定）に基づき、平成18年10月14日より実施している北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を継続することとしました。具体的な内容は以下のとおりです。

1. 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止する。（外為法第52条）
2. 上記措置に万全を期すため、引き続き、次の取引等を禁止する。
 - （1）仲介貿易取引
原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（外為法第25条第4項）
 - （2）輸入代金支払
輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払（外為法第16条第5項）
3. これらの措置は、平成21年4月13日までの間、実施するものとする。

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 中山

担当者：小見山、丸原

電 話：03-3501-1511（内線 3242）

03-3501-0538（直通）